

学位規程

(趣旨)

第1条 学校教育法及び学位規則（昭和28年文部省令第9号）の規定にもとづき本大学において授与する学位については、本大学学則、大学院学則及び専門職大学院学則に定めるところによるほか、本規程の定めるところによる。

(学位の授与)

第2条 本大学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本大学を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、本大学大学院博士課程前期課程又は修士課程を修了した者に授与する。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、本大学大学院博士課程後期課程を修了した者に授与する。

2 本大学大学院に博士学位申請論文（以下「博士論文」という。）を提出して、本大学大学院の行う博士論文の審査及び所定の試験に合格し、前項の者と同等以上の学力があると認められた者に博士の学位を授与する。

(専門職学位の授与の要件)

第5条の2 専門職学位は、本大学大学院専門職学位課程を修了した者に授与する。

(修士の学位の申請)

第6条 修士の学位を申請する者は、所定の申請書に修士学位申請論文（以下「修士論文」という。）3部を添えて、研究科事務室を通じて研究科委員長に提出するものとする。

2 修士論文を提出し得る期間は、博士課程前期課程又は修士課程入学後5年以内とし、同提出期限は、毎年1月16日又は7月15日とする。この場合において、修士論文は、在学中に提出するものとする。

(課程博士の学位の申請)

第7条 第5条第1項の規定による博士の学位を申請する者は、所定の申請書に博士論文3部、履歴書、研究業績一覧表を添えて、研究科事務室を通じて学長に提出するものとする。この場合において、参考として他の論文を添えることができる。

2 博士論文を提出し得る期間は、博士課程後期課程入学後6年以内とする。この場合において、博士論文は、在学中に提出するものとする。

(論文博士の学位の申請)

第8条 第5条第2項の規定による博士の学位を申請する者は、所定の申請書に博士論文3部、履歴書、研究業績一覧表及び審査手数料を添えて、学長に提出するものとする。この場合において、参考として他の論文を添えることができる。納付された審査手数料は、博士論文が受理されない場合のほかは返付しない。

(研究科委員会)

第9条 本規程における研究科委員会の構成は、次のとおりとする。

1 修士論文については、研究科委員長及び大学院指導教員とする。

2 博士論文については、研究科委員長及び博士課程後期課程指導教員とする。

(修士論文の審査及び試験)

第10条 研究科委員会が修士論文を受理したときは、次の手続きによって、修士学位授与に関する議決をしなければならない。

1 研究科委員会は、同委員会の委員の中から主査1名、原則として副査2名の論文審査委員を選定する。この場合において、研究科委員会が必要と認めたときは、上記の論文審査委員の中副査1名を当該研究科委員会以外の者から選定することができる。

2 論文審査委員は、論文審査を行う。

3 論文審査委員は、最終試験を行う。最終試験は、論文提出者が広い視野に立ち、専攻の学問分野について精深な学識と精深な研究をする能力を有することを確認するため、提出論文を中心に、これに関連ある研究領域につき、口頭試問によってこれを行う。

4 論文及び最終試験の成績と合否は、主査が副査の意見を徴して決定する。合格成績の表示は、優・良・可をもってする。

5 論文審査委員は、論文審査及び最終試験の結果を研究科委員会に報告するものとする。

6 研究科委員会において修士学位授与の議決をするためには、その3分の2以上が出席し、出席者の

3分の2以上の議決を要する。

(博士論文の送付)

第11条 学長は、提出された博士論文を当該研究科委員会に送付するものとする。

第12条 博士論文の受理については、研究科委員会の議決を必要とする。この場合において、研究科委員会の中から2名以上の委員を選定してその意見を徴することができる。

(博士論文の受理と審査の付託)

第13条 研究科委員会の博士論文受理に関する議決により、学長は博士論文の受理を決定し研究科委員会に審査を付託するものとする。

(博士論文の審査及び試験)

第14条 研究科委員会が博士論文を受理したときは、論文受理後1年以内に次の手続きによって、博士学位授与に関する議決をしなければならない。

1 研究科委員会は、主査1名、副査2名以上の論文審査委員を選定する。ただし、主査1名及び副査1名は同委員会の委員から選定しなければならない。また同委員会以外の者に審査の一部又は調査を委嘱することができる。

2 論文審査委員は、論文審査を行う。

3 論文審査委員は、最終試験を行う。最終試験は、独創的研究成果により論文審査に合格した者が、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有することを確認するため、提出論文を中心に、これに関連する研究領域につき、口頭試問によってこれを行う。

4 第5条第2項の規定によって論文を提出した者に対しては、論文審査委員は、論文審査を行い、かつ、次に規定する学力の確認を行う。

イ 大学院に所定の年限以上在学して所定の単位を修得した者と同等以上の学力を有することを確認するため、博士課程における当該専攻の授業科目及び必要な外国語について、原則として筆記試験によってこれを行い、60点以上をもって合格とする。この場合において、研究科委員会が博士論文提出者の業績及び履歴などによって適當と認めるときは、口頭試問をもって筆記試験に代えることができる。そのためには研究科委員会の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上による議決を要する。

ロ 第3号に該当する口頭試問を行う。

5 論文審査及び最終試験又は学力確認の合否は、主査が副査の意見を徴して決定する。

6 論文審査委員は、論文審査及び最終試験又は学力確認の結果を、論文要旨と審査要旨を添えて、研究科委員会に報告するものとする。第1号に規定する場合において、当該研究科委員会以外から論文審査委員に選定された者は、当該論文提出者の最終試験実施に加わり、かつその論文審査報告の議題に関する限り、当該研究科委員会に出席することができる。ただし、議決権は認めない。

7 研究科委員会において博士学位授与の議決をするためには、その3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の議決を要する。

(学長への報告)

第15条 学部長は、卒業の資格を与えた者について学長に報告するものとする。

2 研究科委員長は、論文審査及び最終試験又は学力確認の結果を、論文要旨及び審査要旨を添えて、学長に報告するものとする。ただし、修士にあっては、修士学位授与決定者報告書をもって、これにかかることができる。

3 研究科長は、専門職学位課程修了の資格を与えた者について学長に報告するものとする。

(学位記)

第16条 学長は、学部長、研究科委員長又は研究科長の報告により、学位の授与を決定した者に、別記様式の学位記を授与する。

2 学士、修士及び専門職学位の学位記の授与の時期は、毎年3月及び9月とし、博士の学位記の授与日付は、別に定める。

(専攻分野の名称)

第17条 本大学において授与する学位の名称及び付記する専攻分野の名称は別表のとおりとする。

(博士論文要旨等の公表)

第18条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を、本大学の名をもってインターネットの利用により公表する。

第19条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を「関西学院大学審査博士学位論文」と明記して公表するものとする。ただ

し、当該博士の学位の授与を受ける前にすでに公表されているときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その論文の全文を求めるに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本大学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(博士の学位授与の報告)

第20条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、所定の学位授与報告書を文部科学大臣に提出する。

(学位の名称)

第21条 本大学から学位を授与された者が学位の名称を用いる場合には、本大学の名称を付記しなければならない。

(学位の取消)

第22条 不正の方法によって学位を授与された事実が判明したとき、又は学位を授与された者にその栄誉を汚辱する行為があったときは、学長は、次に規定する各機関の議を経て学位を取消し、学位記を返付せしめる。

1 学士の学位にあっては、当該学部教授会及び大学評議会

2 修士及び博士の学位にあっては、当該研究科委員会及び大学評議会

3 専門職学位にあっては、当該研究科教授会及び大学評議会

2 前項の規定による議決をするためには、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の4分の3以上の議決を要する。

(博士学位論文の保存)

第23条 博士の学位を授与された者の提出論文は、論文全文データを関西学院大学リポジトリに登録することにより、大学として保存する。

(規程の改廃)

第24条 この規程の改廃は、大学評議会において決定する。

附 則

1 この規程は、1962年（昭和37年）10月16日から施行する。

略

46 この規程は、2021年（令和3年）4月1日から改正施行する。

(専門職学位申請論文の提出)

第5条の2のための備考

専門職大学院学則第22条の規定により専門職学位申請論文を提出する者は、所定の申請書に専門職学位申請論文3部を添えて、研究科事務室を通じて研究科長に提出するものとする。なお、専門職学位申請論文の審査及び試験については修士論文の取扱に準じる。

(修士論文提出期間の延長)

第6条第2項のための備考

当該研究科委員会において事情やむをえざるものと認めた場合に限り、修士論文を提出し得る期間を2年間延長することができる。

(博士論文提出期間の延長)

第7条第2項のための備考

当該研究科委員会において事情やむをえざるものと認めた場合に限り、博士論文を提出し得る期間を2年間延長することができる。

(博士の学位審査手数料)

第7条のための備考

博士論文提出のための再入学者は、金80,000円を審査手数料として納入するものとする。ただし、次の場合を除く。

1 本学院専任教職員が申請する場合は、金40,000円とする。

2 本大学大学院博士課程後期課程に3年以上在学した者で、退学後3年未満の期間内に博士学位の授与を申請する場合は、この審査手数料を免除する。

第8条のための備考

審査手数料は金160,000円とする。ただし、本学院専任教職員が申請する場合は、金80,000円とする。

(修士論文の審査及び試験の取り扱い)

第10条のための備考

言語コミュニケーション文化研究科においては、修士論文の審査及び最終試験に代えて、「試験（口頭によるプレゼンテーション）」を実施することがある。

（国際共同指導の取り扱い）

第14条の備考

国際共同指導協定を締結した場合は、本学と協定締結大学の双方が共同で実施する研究指導を受け、博士論文を提出した者に対して当該論文に係る審査及び試験を共同で実施することができる。なお、双方に提出された同一の博士論文について共同で審査及び試験を実施する場合は、これに合格した者に対し、双方から博士学位を授与することができる。

（学位記様式）

第16条第1項の備考

1 学位記番号を次のとおりとする。

学士学位、修士学位及び専門職学位課程の学位記番号は、審査を行った学部・研究科を示すための文、社などを付し、それぞれの学部・研究科別に番号をつける。

博士学位の学位記番号は、第5条第1項の規定による場合には甲を、第5条第2項の規定による場合には乙を付し、その次に審査を行った研究科を示すための文、社など付し、それぞれの類別内で番号をつける。

2 国際共同指導協定により学位を授与する場合は、締結した協定に定める内容を別記様式に定める学位記に追加して記載する。

第16条第2項の備考

博士の学位記の授与日付は、上記甲（課程博士）については、博士学位記授与式開催日とする。乙（論文博士）については、審査を付託された研究科委員会において授与の決定がなされた日を授与日付とし、授与決定後、研究科委員長は直ちに第15条第2項に規定する関係書類を添えて学長に報告するものとする。ただし、甲のうち退学後再入学し、学位の授与が決定した者については、乙に準ずる。

（文部科学大臣への報告番号）

第20条の備書

文部科学大臣への報告番号は次のとおりとする。

第5条第1項の規定による場合には甲、第5条第2項の規定による場合には乙を付し、それぞれの類別内で番号をつける。

別記様式

1 学士学位記の様式

<日本語及び英語表記>

<p>Kwansei Gakuin University hereby confers upon 〈氏名〉 date of birth: 〈月〉〈日〉、〈年〉 the degree of 〈英文学位名〉 in recognition of the fulfillment of the requirements in the 〈学科〉 in the 〈学部〉.</p> <p>〈月〉〈日〉、〈年〉 〈学部長サイン〉 <u> </u> 〈学長サイン〉 〈学部長名〉 〈学長名〉 Dean, School of 〈学部〉 President</p>	<p>第 号</p> <p>学位記</p> <p>氏 名 年 月 日生</p> <p>本学 学部 学科 専攻所定の課程を 修了したので学士(○○)の学位を授ける 年 月 日</p> <p>関西学院大学 学部長 印</p> <p>関西学院大学長 印</p>
---	---

2 修士学位記の様式

<日本語及び英語表記>

<p>Kwansei Gakuin University hereby confers upon 〈氏名〉 date of birth: 〈月〉〈日〉、〈年〉 the degree of 〈英文学位名〉 in recognition of the fulfillment of the requirements in 〈専攻〉 in the 〈研究科〉.</p> <p>〈月〉〈日〉、〈年〉 〈研究科委員長サイン〉 <u> </u> 〈学長サイン〉 〈研究科委員長名〉 〈学長名〉 Dean, Graduate School of President</p>	<p>第 号</p> <p>学位記</p> <p>氏 名 年 月 日生</p> <p>本学大学院 研究科 課程 専攻所定の課程を修了したので 修士(○○)の学位を授ける 年 月 日</p> <p>関西学院大学大学院 研究科委員長 印</p> <p>関西学院大学長 印</p>
--	---

3 第5条第1項の規定による博士の学位記の様式

<日本語及び英語表記>

<p>Kwansei Gakuin University hereby confers upon 〈氏名〉 date of birth: 〈月〉〈日〉、〈年〉 the degree of 〈英文学位名〉 in recognition of the fulfillment of the requirements and successful completion and defense of a doctor's thesis in 〈専攻〉 in the 〈研究科〉.</p> <p>Title of Dissertation: 〈月〉〈日〉、〈年〉 〈研究科委員サイン〉 〈学長サイン〉 〈研究科委員長名〉 〈学長名〉 Dean, Graduate School of 〈研究科名〉 President</p>	<p>甲第 号</p> <p>学位記</p> <p>氏名 年月日生</p> <p>本学大学院 研究科博士課程後期規程 専攻 所定の課程を修了し博士論文の審査 ならびに最終試験に合格したので 博士(○○)の学位を授ける</p> <p>論文題目</p> <p>年月日</p> <p>関西学院大学大学院 研究科委員長 印 関西学院大学長 印</p>
--	---

4 第5条第2項の規定による博士の学位記の様式

<日本語及び英語の表記>

<p>Kwansei Gakuin University hereby confers upon 〈氏名〉 date of birth: 〈月〉〈日〉、〈年〉 the degree of 〈英文学位名〉 in recognition of successful completion and defense of a doctor's thesis in the 〈研究科〉.</p> <p>Title of Dissertation: 〈月〉〈日〉、〈年〉 〈研究科委員長サイン〉 〈学長サイン〉 〈研究科委員長名〉 〈学長名〉 Dean, Graduate School of 〈研究科名〉 President</p>	<p>乙第 号</p> <p>学位記</p> <p>氏名 年月日生</p> <p>本学大学院 研究科において博士論文の 審査ならびに所定の試験に合格したので 博士(○○)の学位を授ける</p> <p>論文題目</p> <p>年月日</p> <p>関西学院大学大学院 研究科委員長 印 関西学院大学長 印</p>
---	---

5 専門職学位記の様式
<日本語及び英語の表記>

<p>Kwansei Gakuin University hereby confers upon 〈氏名〉 date of birth: 〈月〉〈日〉、〈年〉 the degree of 〈英文学位名〉 in recognition of the fulfillment of the requirements in 〈専攻〉 in the 〈研究科〉.</p> <p>〈月〉〈日〉、〈年〉 〈研究科長サイン〉 <u>〈学長サイン〉</u> 〈研究科長名〉 <u>〈学長名〉</u> Dean, <研究科> President</p>	<p>第 号 学位記 氏 名 年 月 日生 本学大学院 研究科専門職学位 課程 専攻所定の課程を修了したので ○○(専門職)の学位を授ける 年 月 日 関西学院大学大学院 研究科長 印 関西学院大学長 印</p>
---	--

別表

1 学士学位

学部	学科・課程・専攻	付記する名称	
		〈日本語表記〉	〈英語表記〉
神学部		神学	Bachelor of Theology
文学部	文化歴史学科	文学	Bachelor of Arts
	総合心理科学科	文学	Bachelor of Arts
	文学言語学科	文学	Bachelor of Arts
社会学部	社会学科	社会学	Bachelor of Sociology
法学部	法律学科	法学	Bachelor of Law
	政治学科	法学	Bachelor of Law
経済学部		経済学	Bachelor of Economics
商学部		商学	Bachelor of Business Administration
総合政策学部	総合政策学科	総合政策	Bachelor of Policy Studies
	メディア情報学科	総合政策	Bachelor of Policy Studies
	都市政策学科	総合政策	Bachelor of Policy Studies
	国際政策学科	総合政策	Bachelor of Policy Studies
人間福祉学部	社会福祉学科	社会福祉学	Bachelor of Social Work
	社会起業学科	社会起業	Bachelor of Social Organization Development
	人間科学科	人間科学	Bachelor of Holistic Human Sciences
教育学部	教育学科	教育学	Bachelor of Education
国際学部	国際学科	国際学	Bachelor of Arts in International Studies
理学部	数理科学科	理学	Bachelor of Science
	物理・宇宙学科	理学	Bachelor of Science
	化学科	理学	Bachelor of Science
工学部	物質工学課程	工学	Bachelor of Engineering
	電気電子応用工学 課程	工学	Bachelor of Engineering
	情報工学課程	工学	Bachelor of Engineering
	知能・機械工学課程	工学	Bachelor of Engineering
生命環境学部	生物科学科	理学	Bachelor of Science
	生命医科学科	生命医科学	Bachelor of Biomedical Science
	環境応用化学科	工学	Bachelor of Engineering

建築学部	建築学科	工学	Bachelor of Architecture
------	------	----	--------------------------

2 修士学位

研究科	専攻	付記する名称	
		〈日本語表記〉	〈英語表記〉
神学研究科	神学専攻	神学	Master of Theology
文学研究科	文化歴史学専攻	哲学	Master of Arts in Philosophy
		美学	Master of Arts in Aesthetics
		芸術学	Master of Arts in Arts
		歴史学	Master of Arts in History
		地理学	Master of Arts in Geography
	総合心理科学専攻	心理学	Master of Arts in Psychological Science
		学校教育学	Master of Arts in School Education
	文学言語学専攻	文学	Master of Arts in Literature
		言語学	Master of Arts in Linguistics
社会学研究科	社会学専攻	社会学	Master of Sociology
法学研究科	法学・政治学専攻	法学	Master of Law
経済学研究科	経済学専攻	経済学	Master of Economics
商学研究科	商学専攻	商学	Master of Science in Business Administration
		経営学	Master of Business Administration in Management
		会計学	Master of Business Administration in Accounting
		マーケティング	Master of Business Administration in Marketing
		ファイナンス	Master of Business Administration in Finance
		ビジネス情報	Master of Business Administration in Business Information
		国際ビジネス	Master of Business Administration in International Business
理工学研究科	数理科学専攻	理学	Master of Science
		工学	Master of Engineering
	物理学専攻	理学	Master of Science
		工学	Master of Engineering

	国際自然科学	Master of Science and Technology	
先進エネルギー工学専攻	理学	Master of Science	
	工学	Master of Engineering	
	国際自然科学	Master of Science and Technology	
化学専攻	理学	Master of Science	
	工学	Master of Engineering	
	国際自然科学	Master of Science and Technology	
環境・応用化学専攻	理学	Master of Science	
	工学	Master of Engineering	
	国際自然科学	Master of Science and Technology	
生命科学専攻	理学	Master of Science	
	工学	Master of Engineering	
	国際自然科学	Master of Science and Technology	
生命医化学専攻	理学	Master of Science	
	工学	Master of Engineering	
	国際自然科学	Master of Science and Technology	
情報科学専攻	理学	Master of Science	
	工学	Master of Engineering	
人間システム工学専攻	理学	Master of Science	
	工学	Master of Engineering	
総合政策研究科	総合政策専攻	Master of Policy Studies	
言語コミュニケーション文化研究科	言語コミュニケーション文化専攻	言語科学	Master of Arts in Linguistic Science
		言語文化学	Master of Arts in Language and Cultural Studies
		言語教育学	Master of Arts in Language Education
		日本語教育学	Master of Arts in Japanese Language Education
人間福祉研究科	人間福祉専攻	Master of Arts in Human Welfare Studies	
教育学研究科	教育学専攻	Master of Arts in Education	
国際学研究科	国際学専攻	Master of Arts in International Studies	

3 博士学位

研究科	専攻	付記する名称	
		〈日本語表記〉	〈英語表記〉

神学研究科	神学専攻	神学	Doctor of Theology
文学研究科	文化歴史学専攻	哲学	Doctor of Philosophy in Philosophy
		美学	Doctor of Philosophy in Aesthetics
		芸術学	Doctor of Philosophy in Arts
		歴史学	Doctor of Philosophy in History
		地理学	Doctor of Philosophy in Geography
	総合心理科学専攻	心理学	Doctor of Philosophy in Psychology
		教育心理学	Doctor of Philosophy in Educational Psychology
	文学言語学専攻	文学	Doctor of Philosophy in Literature
		言語学	Doctor of Philosophy in Linguistics
社会学研究科	社会学専攻	社会学	Doctor of Sociology
法学研究科	政治学専攻	法学	Doctor of Law
	基礎法学専攻	法学	Doctor of Law
	民刑事法学専攻	法学	Doctor of Law
経済学研究科	経済学専攻	経済学	Doctor of Economics
商学研究科	商学専攻	商学	Doctor of Philosophy in Business Administration
理工学研究科	数理科学専攻	理学	Doctor of Science
		工学	Doctor of Engineering
	物理学専攻	理学	Doctor of Science
		工学	Doctor of Engineering
	先進エネルギー ノ工学専攻	理学	Doctor of Science
		工学	Doctor of Engineering
	化学専攻	理学	Doctor of Science
		工学	Doctor of Engineering
	環境・応用化学専攻	理学	Doctor of Science
		工学	Doctor of Engineering
	生命科学専攻	理学	Doctor of Science
		工学	Doctor of Engineering
	生命医化学専攻	理学	Doctor of Science
		工学	Doctor of Engineering
	情報科学専攻	理学	Doctor of Science

【2021年4月現在】

		工学	Doctor of Engineering
	人間システム工学 専攻	理学	Doctor of Science
		工学	Doctor of Engineering
総合政策研究科	総合政策専攻	総合政策	Doctor of Policy Studies
言語コミュニケーション文化研究科	言語コミュニケーション文化専攻	言語コミュニケーション文化	Doctor of Philosophy in Language, Communication, and Culture
人間福祉研究科	人間福祉専攻	人間福祉	Doctor of Philosophy in Human Welfare Studies
教育学研究科	教育学専攻	教育学	Doctor of Philosophy in Education
国際学研究科	国際学専攻	国際学	Doctor of Philosophy in International Studies
経営戦略研究科	先端マネジメント 専攻	先端マネジメント	Doctor of Philosophy in Management
上記の他、専攻分野として「学術」 を付記することができる。	学術		Doctor of Philosophy

4 専門職学位

研究科	専攻	付記する名称	
		〈日本語表記〉	〈英語表記〉
司法研究科	法務専攻	法務博士(専門職)	Juris Doctor
経営戦略研究科	経営戦略専攻	経営管理修士(専門職)	Master of Business Administration
	会計専門職専攻	会計修士(専門職)	Master of Accounting